

# 愛媛県暴力団排除条例とは



## ☆暴力団の現状と問題点

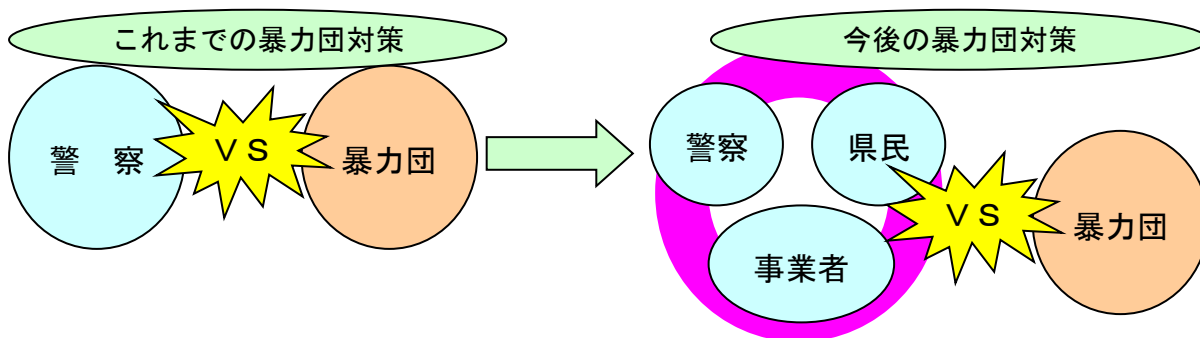
平成30年末現在、愛媛県における暴力団は、組織数約40組織、構成員等（準構成員を含む。）の数は約360人という情勢になっています。

平成4年の暴力団対策法施行以来、暴力団排除機運の高まりや、警察の厳しい取締りにより、暴力団は社会から孤立しつつありますが、その一方で、組織実態を隠蔽し合法的な企業活動を装ったり、資金源を多様化させつつ、凶悪な犯罪や薬物犯罪に深くかかわるなど、依然として社会に脅威を与え続けているのです。



## ☆条例制定の目的

暴力団は、暴力や暴力団の威力を背景とした資金獲得活動等により、県民や事業者に多大な脅威を与え、また、公平な経済活動に支障を及ぼすなど、社会に著しい悪影響をもたらす「反社会的集団」です。その暴力団を一掃するためには、警察のみならず、県民等が一体となった排除活動を推進する必要があります。この条例は、これまでの法律では不十分であった、県民総ぐるみの活動の、具体的かつ明確な方法を規定しています。




## ☆条例の内容

### ★ 暴力団の排除に関する基本的施策等（第6条～第10条）

- 公共工事等の県の事務及び事業からの暴力団排除
- 暴力団排除活動等により、暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対する警察による保護
- 県からの、暴力団排除にかかる訴訟支援、その他必要な支援
- 県による広報・啓発活動、市町の施策への支援

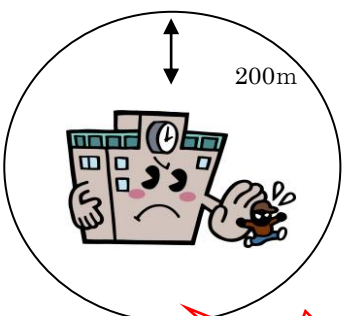


★ 青少年の健全育成を図るための措置（第11条・第12条）



青少年に対する暴力団排除のための助言・指導等（第11条）

学校等周辺区域における暴力団事務所の開設・運営の禁止（第12条）



学校・児童福祉施設  
公民館・図書館・博物館等  
の周囲から200m以内の区域を規制

違反  
1年以下の懲役  
または50万円以下の罰金

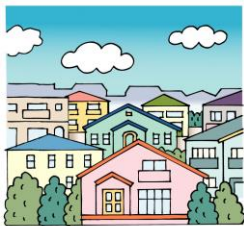
★ 暴力団等に対する利益の供与の禁止（第13条、第14条）

- 暴力団の威力を利用する目的、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等への利益の供与を禁止
- 事業に関する契約について、暴力団を排除

★ 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（第15条）



★ 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第16条・第17条）



- 暴力団事務所のために不動産を譲渡、貸付けすることを禁止（第16条）
- 不動産の譲渡等の代理または媒介する者も同様の責務（第17条）

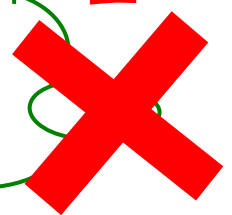
★ 祭礼等からの暴力団排除（第18条）

祭礼、花火大会、興行等において



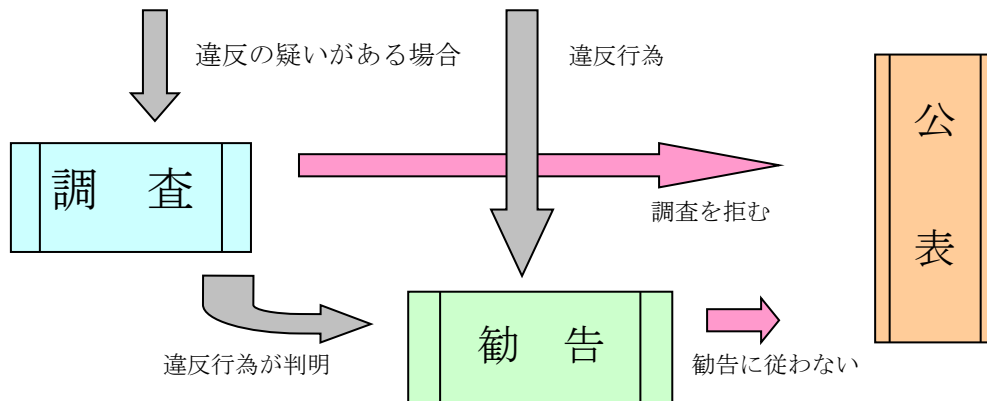
行事に暴力団を利用すること  
暴力団員を  
運営に関与させること  
みこし等の運行に参加させること  
露店を出させること

**禁  
止**



★ 義務違反者に対する措置等 (※公安委員会による調査・勧告・公表の実施)

- 暴力団員等に対する利益の供与の禁止 (第13条第1項・第2項)
- 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等 (第15条第1項)
- 暴力団事務所のための不動産譲渡等に係る契約の禁止 (第16条第2項)
- 暴力団事務所のための不動産譲渡等に係る契約の代理・媒介の禁止 (第17条第2項)
- 祭礼等の行事における暴力団関与の禁止 (第18条第1項)



☆おわりに

県民が一体となり、暴力団を地域から根絶するため、更なるご協力をお願いします。

条例に関するお問い合わせやご相談は、

暴排条例ホットライン 089-941-8930

ヤクザ・ゼロ

までお電話下さい。

暴力追放



下記資料を印刷されて、会議等にお役立て下さい。

リーフレットを表示

条例を表示